

公 告

令和７・８年度において広島高速道路公社が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の競争入札に参加する者に必要な資格及び資格の追加認定（第１回）の申請の手続等は次のとおりである。

令和７年９月８日

広島高速道路公社 理事長 友道 康仁

１ 資格要件

（１）建設工事

- ア 広島高速道路公社契約細則第２条に該当していない者であること。
- イ 令和７・８年度の広島県の建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- ウ 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- エ 競争入札参加資格認定申請書若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし又は重要な事実について記載しなかった者でないこと。

（２）測量・建設コンサルタント等業務

- ア 広島高速道路公社契約細則第２条に該当していない者であること。
- イ 令和７・８年度の広島県の測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- ウ 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- エ 競争入札参加資格認定申請書若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし又は重要な事実について記載しなかった者でないこと。

２ 資格認定の申請手続

（１）申請書類

ア 建設工事

- （ア）建設工事競争入札参加資格追加認定申請書
- （イ）使用印鑑届・委任状
- （ロ）印鑑証明書（原本） ※証明年月日が申請日から３か月以内のもので、原本に限る。
- （ハ）建設業法第３条第１項の規定により許可されている内容について、国土交通省「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」において発行されるPDFファイルを印刷したもの。
- （ニ）直近に申請した許可官庁の受付印のある建設業許可申請書（建設業法施行規則に定める別記様式第１号及び別紙二（１）又は別紙二（２）営業所一覧表）の写し（必要な場合のみ）。
- （ホ）最新の経営事項審査の結果通知書等の写し
※審査基準日が申請日から１年７か月前の日以降のものに限る。
また、「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」の欄のいずれかが「無」となっている場合は、別途保険への加入が確認できる書類を提出すること。

イ 測量・建設コンサルタント等業務

- （ア）測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格追加認定申請書
- （イ）使用印鑑届・委任状
- （ロ）印鑑証明書（原本） ※証明年月日が申請日から３か月以内のもので、原本に限る。

（２）提出部数

各１部

なお、受領した申請書等は申請者に返却しないので、申請者において申請書等の控えを取っておくこと。

(3) 提出方法

郵便による提出のみ受付 ※持参による受付は認めない。

(4) 提出期間・・・令和7年9月8日（月）から令和7年9月22日（月）まで
（令和7年9月22日（月）必着）

(5) 提出先・・・〒732-0033

広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 総務部総務課財務係

3 資格の認定及び結果の通知等

公社における資格の認定は、広島県に申請し認定された業種及び業務分野・業務部門とする。認定結果の通知は、資格を認定した日以降、公社総務部総務課窓口での閲覧及び広島高速道路公社のホームページ（<https://www.h-exp.or.jp>）「調達情報」により公表する。

4 資格の有効期間

原則として資格を認定した日から令和9年5月31日まで有効とする。ただし、令和9年6月1日以降においても令和9・10年度の競争入札参加資格の認定が行われていないときは、令和9・10年度の競争入札参加資格が認定される日まで有効とする。

5 提出要領及び様式

広島高速道路公社ホームページ「調達情報」にアクセスし入手すること。

以 上